

〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 ‘〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇’ 〇〇〇 〇〇〇. 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇, 〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇 ‘〇〇’ 〇 ‘〇〇’ 〇 〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 〇 〇〇〇.

昭和十六年刑公第一、八二二號

朝鮮總督府裁判所

判決

本籍 忠清南道牙山郡溫陽面溫泉里五九番地

住居 仁川府花水町二二九番地

善隣商業學校生徒

李相烈改メ 宮 本 眞 政

當十八年(大正十三年十月二十五日生)

右ノ者ニ對スル不敬被告事件ニ付朝鮮總督府檢察事務池懷吾關與ノ上審理判
決スルコト左ノ如シ

主 文

朝鮮總督府裁判所

被告人ヲ懲役一年ニ處ス

理 由

被告人ハ溫陽公立普通學校ヲ卒業シタル後昭和十二年四月京城府青葉町所
在私立善隣商業學校ニ入學シ爾來同府内ニ下宿シテ進學シ昭和十六年四月
ヨリハ實兄ナル仁川府花水町二二九番地宮本武政方ヨリ進學シ居リタルモ
ノナルカ文學ニ趣味ヲ持チ當ニ小説詩集等ヲ耽讀シ學業ヲ厭ヒ殊ニ學校ノ
朝會ニ於ケル皇國臣民ノ誓詞ヲ讀スルハ空念佛ニシテ又御眞影奉安所ニ拜
禮スルハ無意味ナリト妄斷シ屢々學校ヲ缺席シ居リタルカ昭和十六年五月
十九日モ亦登校セス同日午後四時頃仁川府山手町西公園内舊圖書館前ノ草
原ニ於テ小説ヲ耽讀シ居リタル際偶其ノ傍ニ同府龍雲町吳快根(當二十六

[〇〇 2] 〇〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇(〇〇〇〇〇 ‘〇〇〇〇〇〇 〇〇〇’ 〇〇〇)